

管理委託契約約款 新旧対照表

新規程	旧規程	変更理由
<p>公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会</p> <p style="text-align: center;"><b>公益社団法人日本芸能実演家団体協議会 管理委託契約約款</b></p> <p style="text-align: right;">平成14年3月1日 届出 (略)</p> <p style="text-align: right;">一部変更 令和3年3月26日 届出 一部変更 <u>令和4年3月28日 届出</u></p> <p>(略)</p> <p><b>第20条</b> (レコード実演に係る使用料の分配方法 放送用録音) 第10条(2)から(4)において収受した使用料の分配は、<u>手数料を控除した額から、クレーム基金5%を控除した金額(以下、「分配対象額」という。)を、第14条記載の規程の定めるところに準じて行う。</u></p> <p><u>2 (削除)</u> <u>3 (削除)</u> <u>4 (削除)</u></p> <p>(略)</p> <p>附則 <u>(実施の日)</u> <u>1. 第20条は、令和2年度徴収分から実施する。ただし、クレーム基金に係る控除率は令和3年度徴収分から実施する。</u></p>	<p>公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会</p> <p style="text-align: center;"><b>公益社団法人日本芸能実演家団体協議会 管理委託契約約款</b></p> <p style="text-align: right;">平成14年3月1日 届出 (略)</p> <p style="text-align: right;">一部変更 令和3年3月26日 届出 <u>(新規)</u></p> <p>(略)</p> <p><b>第20条</b> (レコード実演に係る使用料の分配方法 放送用録音) 第10条(2)から(4)において収受した使用料の分配は、<u>手数料を控除した額から、クレーム基金5%を控除した金額(以下、「分配対象額」という。)を、レコードに固定された実演の内容により、次の各号のジャンルに区分して、実施する。</u></p> <p><u>(1) ポピュラー／フィーチャード・アーティスト 73.875%</u> <u>作品において中心的に氏名表示された実演家</u></p> <p><u>(2) ポピュラー／ノンフィーチャード・アーティスト 24.625%</u> <u>作品に参加した(1)号以外の実演家</u></p> <p><u>(3) クラシック 1.0%</u> <u>楽曲に参加した実演家</u></p> <p><u>(4) その他 0.5%</u> <u>(1)～(3)号以外の邦楽・民謡・演芸等の作品に参加した実演家</u></p> <p><u>2 前項(1)号の実演に係る分配は、下記のとおり実施する。</u> <u>当該徴収期間分として、著作権法第95条に規定される二次使用料を「商業用レコード二次使用料分配規程」のポピュラー／フィーチャード・アーティスト区分において受領した委託者に対し、その使用料受領金額の比率を用いて分配額を算出し、分配する。</u></p> <p><u>3 第1項(2)～(4)号の実演に係る分配は、第14条記載の規程の定めるところに準じて行う。</u></p> <p><u>4 委託者への分配時期は、第14条記載の規程の定めに準ずる。</u></p> <p>(略)</p> <p>附則 <u>(新規)</u></p>	<p>改正履歴を追加した。</p> <p>各ジャンルの区分比率を商業用レコード二次使用料の分配における比率と同一にしたことをふまえ、第14条に定める商業用レコード二次使用料関連規程に準じて分配する旨を規定した。</p> <p>実施期日を追加した。</p>